

町奨学資金貸付申込みが始まります！

平成29年度の七ヶ宿町奨学資金の貸付申込みの受付を開始します。
申込みの条件等は次のとおりです。



1. 申込資格
・高等学校または高等専門学校に進学する方
・大学に進学する方
・各種専門学校に進学する方
2. 貸付額
・高校、高専、各種専門学校 月額2万円又は3万円
・大学 月額3万円・4万円・5万円
(いずれも、1万円単位で申込者が金額を選択できます。)
3. 申込期間 3月1日(水)～3月15日(水)
4. 申込方法 貸付申込書に医師の健康診断書と合格通知書の写しを添付してください。
5. 連帯保証人 2名の連帯保証人が必要となります。

●申込・お問い合わせ 教育委員会 ☎37-2112 (担当:木村)

仙南クリーンセンターの完成・稼働に伴い、 「ごみの分け方と出し方」の冊子が 4月から新しくなります



4月から変更となる内容は次のとおりです。

なお、**ごみを出す曜日はこれまでと変わりありません。**

①長さや直径の搬入基準の緩和

剪定枝や木材等の長さ30cm以内、直径10cm以内としている基準を廃止。ただし、ホースやロープ等は長さ50cm以内に切断すること。

②搬入量の緩和

1日に持ち込めるごみの量、畳やマット等の枚数制限を廃止。

③その他プラスチックの取扱い

資源ごみの袋に入らないプラスチック類は、仙南クリーンセンターに持ち込みとなります。

④分別が必要なごみの取扱い

ベッドやソファなどの「もやせる部分」と「もやせない部分」が混在しているものは、**分別した上で**全て仙南クリーンセンターに持ち込めます。

「ごみの分け方と出し方」の冊子とポスターは、**3月15日に全戸配布しますので、内容を確認して出してください。**

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:奈良)

就学援助制度のお知らせ

この制度は、経済的理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、国、町が学用品費、学校給食費等を援助し義務教育の円滑な実施を図ることを目的としています。補助額については、毎年度文部科学大臣が定める額を参考に決定しています。

なお、教育委員会では児童生徒就学援助要綱を定めて、受給者の認定を行っています。



1. 対象となる世帯

- ①要保護世帯
・生活保護(教育扶助)を受給している世帯
- ②準要保護世帯
・前年度及び当該年度の生活保護の停止又は廃止となった世帯。
・世帯員の年収(給与収入・公的給付金等)の合計が生活保護法基準を100とした場合、130以下の世帯

2. 対象となる経費

- ①学用品等 学用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、通学費、修学旅行及び校外活動費
 - ②医療費 学校保健法施行令第7条に定める疾病に係る医療費
 - ③学校給食費 学校で実施する年間給食費
- ※ただし、要保護・準要保護の区分や児童生徒の学年により対象費目は異なります。
また、町の制度上無料となっている医療費と学校給食費は、援助の対象になりません。

◇お申込みについて

制度に関する案内を各学校から児童生徒に配布しますので、案内をご覧ください。各学校にお申込みください。新小学1年生のお申込みにつきましては、教育委員会へお問い合わせください。

七ヶ宿小学校 ☎37-2320
七ヶ宿中学校 ☎37-2360

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ 教育委員会 ☎37-2112 (担当:高橋)

